

港長公示第 8-101 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 8 年 5 月 14 日

京 浜 港 長

お台場海浜公園付近海域における航泊の禁止について

京浜港東京区第 2 区お台場海浜公園付近海域において、花火の打上げが行われるため、下記により船舶（花火の打上げに従事する船舶、港長が許可した船舶を除く。）の航行及び停泊を禁止する。

記

1 期間

令和 8 年 5 月 23 日（土）17 時 00 分から花火の打上げが終了し、安全が確認されるまでの間（同日 21 時 00 分を予定）

打上げが順延された場合は、令和 8 年 5 月 24 日（日）同時間

2 区域（別図参照）

次の各地点を順次結んだ線及びイとへを結んだ線により囲まれた海面

イ、北緯 35 度 37 分 59.61 秒 東経 139 度 46 分 2.82 秒

ロ、北緯 35 度 37 分 56.22 秒 東経 139 度 46 分 10.23 秒

ハ、北緯 35 度 37 分 46.3 秒 東経 139 度 46 分 7.45 秒

ニ、北緯 35 度 37 分 42.95 秒 東経 139 度 45 分 59.6 秒

ホ、北緯 35 度 37 分 44.78 秒 東経 139 度 45 分 54.35 秒

へ、北緯 35 度 37 分 53.78 秒 東経 139 度 45 分 53.71 秒

3 標識

前記 2 の各地点に黄色塗灯浮標（黄色 4 秒 1 閃光）が 6 基設置される。

4 その他

前記 2 の区域周辺海域に警戒船が配備される。

